

「硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン」の公表について



硝酸性窒素は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」28 項目の中で最も超過率が高く、複数の地域で環境基準を超過した状態が継続しています。硝酸性窒素等による地下水汚染は様々な供給源により発生していて、これらの供給源対策を実施するためには、地域の関係者が一体となって取り組むことが必要とされています。

2020 年 6 月 16 日に新たに閣議決定された水循環基本計画では、「健全な水循環の維持又は回復のための取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的かつ一体的に推進する必要がある」とされています。

このような状況を踏まえ、環境省では、2016 年 5 月に作成した「硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル」を基に新たな知見等を追加し、対策の考え方や計画作成を推進するための「計画策定編」と、調査やモデル解析等の技術情報を提供する「技術・資料編」に分冊し、作成しています。

○計画策定編

目的:自治体等による硝酸性窒素等による地下水汚染対策の計画作成、取り組みの実施を推進する。

特徴:硝酸性窒素等による地下水汚染の把握、対策計画を作成するために必要な検討と、そのための考え方や検討方法をまとめたもの。

○技術・資料編

目的:硝酸性窒素等による地下水汚染対策を検討するための、調査やモデル解析等の技術情報を提供する。

特徴:計画策定編を構成する各項目について、参考となる技術情報等を説明したもの。利用者が必要に応じて参照する。先進地域やモデル地域での事例も掲載する。

当社は地下水のほかにも、排水や飲料水等、様々な水質分析について、長年の経験と実績があります。是非一度ご相談ください。

資料 [2021年3月18日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 大塚卓也

